

## 令和7年度事業計画

### 【基本方針】

昨今、家庭・家族、地域の相互扶助機能が低下し、住民相互のつながりが希薄化するなど地域社会は大きく変わりつつあります。

また、団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年を待たずに、各分野で労働力不足が広がり、本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎えようとしており、超高齢・人口減少社会を支えていくため、各自治体を主軸とした地域包括ケアシステムの構築が目指されています。

社会福祉法では、地域福祉の推進が明確化され、特に社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として法文化されています。

このため、本会では誰もが皆、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域福祉の実現に向け、住民主体の地域活動を支援していくと共に、質の高い福祉サービスの提供とさまざまな課題の解決のため、行政、地域住民、関係機関（社会福祉法人等）及び関係団体（区長会・民児協・各種福祉団体等）等と協働して地域づくりを進めていきます。

### 【重点目標】

- 1 人と人とのつながりを大切にし、さまざまな団体との連携を深め、「顔の見える関係」づくりに努めます。
- 2 「地域で支え合える体制づくり」を進めます。
- 3 「子どもから高齢者まで利用できる社協」を活動目標に掲げ、誰もが気軽に相談できる総合窓口を目指します。

### 【主な事業実施計画】

- 1 地域福祉の推進
  - (1) 地域福祉活動の推進
    - ① 地域ネットワーク活動
      - ア 民生委員・児童委員との連携
      - イ 高齢者見守り「愛の連絡員」活動
      - ウ 訪問援助活動
        - ・ 災害被罹災家庭見舞い
        - ・ 歳末たすけあい該当者（要援護者・施設入居者等）訪問
      - エ 生活支援体制整備事業【町受託事業】
        - ・ 地域の高齢者支援のニーズ把握
        - ・ 地域資源の状況の把握及び地域の関係者間の情報共有
        - ・ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発（軽度生活援助事業）
      - オ 高齢者の生きがいと健康づくり事業【町受託事業】

- ・ 茶飲み場事業の支援
- ・ お話し相手事業の支援
- カ 重層的支援体制整備事業への移行準備事業【町受託事業】
  - ・ 包括的支援体制整備に向けて関係機関との連携体制の構築

② 福祉意識の高揚

- ア 総合福祉大会の開催
- イ 戦没者合同慰霊祭の開催
- ウ 社協だよりの発行

(2) 相談事業の実施

- ① 町民生活相談所（第1・第3水曜日）
- ② 無料法律相談所（偶数月第3火曜日）

(3) ボランティア活動の推進

- ① ボランティアセンター活動の推進
  - ア 相談、啓発普及、情報提供
- ② 福祉教育の推進
  - ア 児童等への福祉体験活動の実施
- ③ 災害ボランティアに関する活動の推進
  - ア 災害ボランティアに関する研修会の実施
  - イ 災害ボランティアセンターサポーターの養成
  - ウ 災害等被災地への支援活動

(4) 関係機関・団体等とのネットワーク形成

- ① 関係機関等とのネットワーク形成
  - ア 町内社会福祉法人等との連携強化
  - イ 地域見守りネットワーク事業の推進
  - ウ 西諸災害時障がい者支援ネットワークとの連携
- ② 福祉団体等の育成支援の推進
  - ア 民生委員児童委員協議会
  - イ 老人クラブ連合会
  - ウ 身体障害者福祉協会
  - エ 遺族協働会
  - カ 赤十字奉仕団
  - キ ボランティア連絡協議会

(5) 日常生活支援活動の推進

- ① 資金貸付事業
  - ア 助け合い資金貸付事業
  - イ 生活福祉資金貸付業務【県社協受託事業】
- ② 日常生活自立支援事業【県社協受託事業】

(6) 子育て支援活動の推進

- ① 公立3保育所（狭野・広原・後川内保育所）管理運営【町受託事業】
- ② 放課後児童等居場所対策事業（広原・後川内保育所）
- ③ 子ども発達支援事業（狭野・広原・後川内保育所）

2 在宅福祉サービスの推進

(1) 居宅介護支援事業の推進

- ① 相談支援及びケアプランの作成
- (2) ホームヘルプサービス事業の推進
  - ① 訪問介護事業
  - ② 介護予防・日常生活支援総合事業
  - ③ 障害福祉サービス事業
  - ④ 生活支援事業
- 3 障がい者相談支援の推進
  - (1) 特定相談支援事業の推進
    - ① 計画相談支援
    - ② サービス利用支援
    - ③ 継続サービス利用支援
- 4 法人経営体制の整備
  - (1) 会務の運営
    - ① 理事会・評議員会の運営
  - (2) 財務管理と運営
    - ① 適正な財務管理
  - (3) 組織基盤の整理
    - ① 職員の人事管理・労務管理の充実
    - ② 人材育成・研修の充実
    - ③ コンプライアンス体制の確立
  - (4) 指定管理業務の受託
    - ① 指定管理施設の適正な管理運営
  - (5) 赤い羽根共同募金運動の展開
    - ① 赤い羽根共同募金運動
    - ② 歳末たすけあい募金運動
  - (6) 日本赤十字社会費増強運動の展開
    - ① 普通会员
    - ② 特別会員
  - (7) 情報発信
    - ① 広報活動の充実
  - (8) 福祉人材養成支援
    - ① 各種実習の受け入れ及び協力
  - (9) 苦情解決への取り組み
    - ① 苦情解決委員会の設置